

虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について

平成23年3月9日
大通達甲（生企）第2号
大通達甲（生環）第1号
大通達甲（捜二）第1号
大通達甲（組対）第2号
生活安全部長、刑事部長
から本部各課・所・隊長
、警察学校長、各警察署
長あて

（概 要）

この通達は、虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携に関し必要な事項を定めたものである。